

2011年9月発行

第4号

平成23年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

上流域版(八幡市・大山崎町・島本町域)平成23年7月22日開催分

■開催概要

開催日時:平成23年7月22日(金) 14:30~17:30

場 所:島本町ふれあいセンター

議事次第

1. 開会
2. 出席者紹介
3. これまでの経緯
4. 議 事
 - (1) 地区会議の結果について
 - (2) 住民参加による川づくりについて
 - (3) 公園整備計画(修正案)について
 - (4) 占用等に関する検討状況
5. 今後の予定
6. 閉会

配布資料(一覧)

■説明資料

- ・資料1 地区会議の概要
- ・資料2 地区会議で収集した意見への対応
- ・資料3 淀川河川公園公園整備計画策定の流れ

■検討資料

- ・資料4-1 淀川河川公園背割堤地区公園整備計画(修正案)
- ・資料4-2 淀川河川公園島本地区公園整備計画(修正案)

■参考資料

- ・参考資料1 地区会議会議録
- ・参考資料2 住民参加による川づくりの事例
- ・参考資料3 淀川河川敷の占用等について

1. 地区会議の結果について

主な発言

[利用者代表]

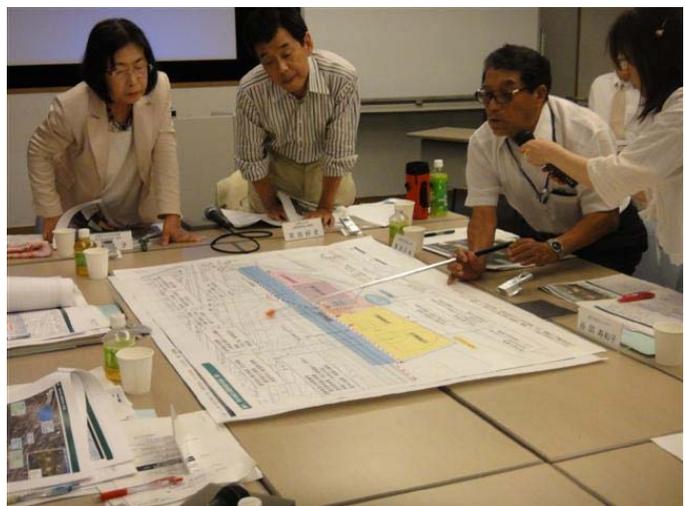
- ・今までよりさらに、行政と住民の信頼関係が深まるように期待するという意見が、どの地区会議からもありました。今後の修正案の検討で地域協議会としての責任をどこまで果たせるかというのが課題です。

[学識者委員]

- ・大山崎地区の堤外民地の竹林について「追加開園」と書かれていますが、どのような意味なのでしょう。将来は買収もあるということでしょうか。

[事務局]

- ・現在、堤外民地となっている竹林は公園の計画区域に含まれており、将来的には公園として開園することを考えていく場所との認識です。



[行政委員]

- ・スポーツ施設を縮小していく計画となっていますが、現在も利用があるため、すぐに縮小ということにはならないのではないのでしょうか。
- ・現在は野球に限定されたグラウンドなので、その他、基本計画に合わせて多目的な利用ができるグラウンドを増設していただきたいです。
- ・背割堤地区だけではなく、三川合流部全体としてどのように整備していくかということも継続審議していただきたいです。

2. 住民参加による川づくりについて

- ・淀川管内河川レンジャーから、鶴殿のヨシ原の住民参加による維持管理について報告が行われました。

3. 公園整備計画（修正案）について

①背割堤地区公園整備計画（修正案）

[地域住民代表]

- ・背割堤地区は島本町からアクセスしにくいので、渡しがなければ行く人の数は少ないと考えています。
- ・木曽三川公園では、立派な公園が整備されています。そのようなレベルまでの計画を考えるのでしょうか。それとも散策の道路だけで、もうよしとするのでしょうか。

[事務局]

- ・木曽三川公園と淀川河川公園は全く別の河川公園という立場で計画を考えています。木曽三川公園は河川敷の外に土地を取得して、タワーなど様々な施設を整備しています。
- ・淀川河川公園では、河川敷において河川環境の利用と保全の調和を図った整備を進めていくので、大きな施設整備は困難です。木曽三川公園と比べると小規模ですが、三川合流部のサービスセンターでは、地域で工夫して活用していただける拠点づくりを考えたいと思います。

[行政委員]

- ・周遊園路は図の破線の位置につくられるのでしょうか。

[事務局]

- ・宇治川の側に園路整備を行ったことで3ルートができ、公園の回遊性が高まりました。

[行政委員]

- ・先端まで歩く距離が遠いです。御幸橋から先端まで行って戻ってくるよりは、背割堤の先端部から橋本駅に行ける沈下橋があれば、変化があって楽しいです。

[事務局]

- ・河川管理者側から橋をかけるという発意はできないので、自治体の方で機運が盛り上がれば、河川管理上支障のない範囲がどこまでかを検討することはできます。概ね5年以内に着手するという範囲の中では、時期が早いのではないかと考えています。

[学識者委員]

- ・国の公園事業で橋をかけることができるのでしょうか。だめなことはだめだと言っておいたほうがよいのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・現在のところ、公園事業で橋を架けることは考えていません。地域の道路事業という形で進められるのかどうか、これまでは深く議論されていません。

[学識者委員]

- ・道路橋を架けるのも難しいと思います。公園管理上の道路ぐらいしかないと考えていたのですが、難しいということでしょうか。

[行政委員]

- ・道路法上の道路ではなく、河川公園にアクセスする通路として考えています。

[学識者委員]

- ・園路という位置づけがよいのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・河川管理上、河積の障害になるものを積極的に整備することは困難です。

[学識者委員]

- ・3本の園路があり、それらをつなぐ園路もあるので、当面は行ったり来たりするときに違うルートで景色を見るといった利用になるのではないのでしょうか。

[地域住民代表]

- ・拠点エリアとありますが、具体的なものではなくプランレベルとの理解でよいのでしょうか。

[事務局]

- ・この場で技術的な事項を具体的に検討することにはしていません。ここに期待される機能はどのようなものかご意見をいただいて、建物としての具体化は今後検討していきたいと考えています。

[行政委員]

- ・桜の時期にパーベキューの匂いに関して苦情が出ています。パーベキューエリアを分散させて整備することはできませんか。
- ・右岸からのアクセスにおいては、いまだに淀のほうから回ってこないといけないという認識があります。案内の工夫が必要なのではないのでしょうか。
- ・自転車の利用が多く子連れや犬の散歩も多いので危険です。自転車と歩行者の棲み分けといった工夫も必要ではないのでしょうか。

[事務局]

- ・宇治川の側にはバーベキューエリアがないので、匂いを気にせず静かに散歩できます。
- ・バーベキューエリアを先端部を持っていくと、貴重な自然環境があるところに駐車場が必要になるため、バーベキューエリアは駐車場に近い現在の位置に設定するしかないのが実情です。
- ・他地区では、車で来ない人はゴミを捨てて帰りがやすい傾向があるため、バーベキューエリアを拡大するにあたり、駐車場容量を超えないように面積を設定しています。
- ・上流域の公園のバーベキューエリア利用のルールづくりについても意見交換させていただきたいです。
- ・自転車の利用については時速20キロ以下にしようとか、歩行者の近くでは降りてもらうようなマナーアップを図っていきます。
- ・案内については、自治体により事例があればご紹介いただきながら、公園全体として考えていきたいと思っています。

[学識者委員]

- ・地域協議会の場を通じて、利用者と一緒にルールづくりを考えていけないのでしょうか。

[利用者代表]

- ・バーベキューはもはやマナーで解決できる問題ではなさそうだと思います。条例等の中で制限するなど何らかの取り組みが必要なようです。今までと違ったバーベキューや、桜チップを使って燻製などを提案するなど、背割堤ならではの取り組みをしてはどうでしょうか。
- ・サービスセンターを建てた後の維持管理の方法、費用をどうするのでしょうか。また、地域の特産品の物販や保健所の許可をクリアしている地元の業者等の参加を検討していきたいと考えます。

[事務局]

- ・これからは管理運営も含めた検討をしていかなければいけないと考えます。
- ・次回の協議会で計画案をご承認いただくにあたって必要があれば、条件を附していただきたいです。整備前には、このような検討を事前に協議会と行うといった形で、整備までのプロセスやその後の管理運営についても意見をいただきたいと思っています。
- ・維持管理費が圧迫、縮減されている中で、いかに効率よく管理するかが大きな課題になっています。
- ・収益事業としてうまくここを位置づけることができれば、全部では無理でも部分的に、民間の力を借りて運営していくといった工夫も今後考えられます。

[学識者委員]

- ・公共の公園の売店というのは、福祉系の施設とかコミュニティービジネスとかに任せていかないとかなり苦しいと思います。

[事務局]

- ・サイクリングなどで背割堤地区を通過される方も含めて、利用される可能性は十分あると考えます。

[学識者委員]

- ・図にはバーベキューエリアの拡大とありますが、適正規模という計画になっています。地区会議で出てきた意見なののでしょうか。

[事務局]

- ・バーベキューエリアの拡大は公園側からの提案です。この地区は桜の時期しか利用がないので、それ以外のときにも来ていただけるようにバーベキューエリアを設置しました。

[学識者委員]

- ・そのような理由であれば、桜のときだけバーベキューを禁止して、それ以外のときにバーベキューを使うようにしてはどうでしょうか。

[事務局]

- ・ご意見を皆さんからいただいて、背割堤地区のバーベキュールールを検討したいと思います。

②島本地区公園整備計画（修正案）

[学識者委員]

- ・多目的広場への転換ということで、バーベキューが可能となるのでしょうか。

[事務局]

- ・最初は多目的広場の一部の狭い範囲をバーベキューエリアに設定し、試験的に進めていくことになります。

[学識者委員]

- ・島本地区の冠水頻度はどれくらいでしょうか。

[事務局]

- ・島本地区はほとんど冠水しません。

[行政委員]

- ・サッカーができる芝生の長さやグラウンドゴルフに必要な芝の長さは違います。サッカーは長く、グラウンドゴルフは短いほうがよいです。そのあたりで調整が困難なことになります。
- ・結局、多目的といっても使い勝手がいいのか悪いのか、というようなことにならないのか心配です。小さくても特化するほうが、結局利用率が上がったり人気が出たりするのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・芝の刈り方をどうしていくかは、これからよく考えていかなければなりません。

[行政委員]

- ・親水エリアは水遊びができるのでしょうか、観るだけなのでしょうか、具体的にどういうものになるのでしょうか。また、親水エリアの利用はあくまでも自己責任になるのでしょうか。

[事務局]

- ・かなり下って水辺にふれあう場所になります。高低差があるので安全性の面では慎重に実施しなければならない場所です。技術的な検討は今後行います。
- ・河川公園である以上、利用者にも一定の自己責任があることを、地域や利用者と考えていく必要があります。

[利用者代表]

- ・緊急用河川敷道路から親水エリアに、まっすぐにつながる道路を作る必要があるのではないのでしょうか。そうしないと、親水エリアの存在が知られにくいし、人の目が届くようにする必要もあります。安全確保や利用を高めるために必要ではないのでしょうか。

[事務局]

- ・道路を直結させるということは、救急車が近くまで行けるということでしょうか。

[利用者代表]

- ・園内に立って、親水エリアがどこにあり、どのように行くことができるのかがわかるようにしたいということです。
- ・全体的に傾斜をなだらかにすれば見通しがよくなります。

[事務局]

- ・見通しをよくするために、整備しすぎると環境面で望ましくないこともあるので、安全面も含めて親水エリアをどのようにしていくかは、意見を伺いながら検討していきます。

[利用者代表]

- ・敷石などを配置して人を誘う道があればよいのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・図面に示している赤い矢印は園路になっています。3つの園路が交わるところに展望広場があり、そこから水辺になだらかにアクセスできるような場所ができると、地区の魅力としてよいのではないかと考えます。

[学識者委員]

- ・現在ある遊歩道とその上に遊歩道整備がありますがどのような関係になっているのでしょうか。

[事務局]

- ・現在の図上で白く見える道路は管理用道路になっています。公園区域の外であります。園路として利用されています。あくまで管理用道路なので、散策しやすい園路としての整備を考えています。

[行政委員]

- ・休憩施設の設置とありますが、あずまや等の大きな施設の整備なのでしょうか。

[事務局]

- ・あずまやのような施設では、施設撤去が必要になるので、高木を植えて木陰になるスペースとして考えています。ベンチ等に座って川の景観を眺めることができるようにします。

[学識者委員]

- ・管理所、トイレの移設とありますがどこから移動させるのでしょうか。

[事務局]

- ・堤外地にある施設です。快適性を高めるとい意味で、水洗化の話もあり、モデル的な整備としてあげています。
- ・堤防の町側に公衆トイレを持っていくことになりますが、配管等の技術的な問題や防犯面、安全面のこともあるので、地域の意見も聞いて、実現可能性を検討していきたいです。

[学識者委員]

- ・水洗になる場合は、配管の問題で堤内地になります。安全面でも人の目が届くのでよいのではないのでしょうか。衛生面と安全面で堤内地だということを説明する必要があります。
- ・駐車場の台数はどれくらいでしょうか。災害時に緊急避難ができるかという問題があつて、堤外に駐車場があるのはあまりよくないと考えています。
- ・河川敷道路は通常一般車両は通行するのでしょうか。

[事務局]

- ・河川敷道路は通常一般車両は通行できません。公園の駐車場に入る以外の部分についてはゲートで完全に閉鎖しています。河川敷道路は自転車、ジョギングで利用されている状況です。
- ・駐車場容量は現在62台分です。拡大を目的にして整備するのではなく、河川敷道路に一部掛かるので再配置を行います。
- ・災害時は、危ないときは閉園措置をとり、かなり早い段階から退園していただきます。河川管理者と公園管理者が一体であることが強みと考えています。

[地域住民代表]

- ・公園に来る方の駐車場が少なく、アクセスも悪いです。堤防上の道路は舗装して狭くなり、利用しにくくなっています。府営住宅の前の道路は駐車がいっぱいになります。堤防を上っていき野球場を利用しています。駐車場へのアクセス道路をしっかりとつくってもらわないといけません。

[学識者委員]

- ・木津川の例でもありますが、地元の方は堤内地に停めてほしくないです。利用保全委員会では堤外地に車を停めたくないとしているので、利用上のルールが必要です。

[学識者委員]

- ・グループで行くときは、相乗りするなどのソフト面が重要になります。

[事務局]

- ・グラウンドを貸すときに、駐車場がないので相乗りしてほしいことなどを予めお伝えするようなルールを、アイデアをいただきながら実現していきたいと思えます。

[学識者委員]

- ・現在は、少子高齢化で、一人の野球少年のために、母親、父親、おじいちゃんおばあちゃんが別々にきて、車3台になっている現象も出てきています。

[学識者委員]

- ・地区会議での要望にあったことですが、施設利用の予約をもっと簡単にできる方法を取ってほしいです。国の公園であるため、広い地域からの利用というのは理解できますが、地域住民が自由に利用できるようにしてほしいです。

[事務局]

- ・運動施設ではインターネットでの予約になり、しかも抽選になるので、地域の方が使えない公園になってしまっています。多目的広場は予約はいらないので地域の方が利用しやすくなります。
- ・利用調整を、インターネットを使わずにできるようにするなど、多目的広場の利用ルールを考えていきたいと思います。インターネットの予約システムも、窓口受付を円滑にするなど、平等に使いやすくしていきたいです。

[学識者委員]

- ・ハード面だけではなく、地域住民も含めてルールを決めていくということも大事です。地域協議会が、ソフト部分について合意形成をしたり、提案をいただく場となることを期待しています。

[学識者委員]

- ・国営公園なので広域な利用と地域の利用をどのように考えていくかが問題となります。
- ・地元の方でも、観光振興や地域活性化に資することを考える方もいるので、公園の将来のあり方をどう捉えるかということになると思います。
- ・欧米でも河川敷を自然に戻してだけでなく、河川沿川地域の自然を戻すということも熱心にやっています。
- ・河川も周辺も含めて、市民参加で環境復元をしていくという大きな流れがあるということも、地域住民の方に広く理解していただくことが、公園整備をする上で重要な課題であることを再認識しました。

4. 占用等に関する検討状況

- ・公園管理者から資料説明が行われました。

5. 今後の予定について

[事務局]

- ・本日のご意見の反映を検討するとともに、整備計画案の修正案を各地区会議の参加者にも送付し、ご意見を再度いただいて、最終成案をまとめたいと思います。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kkcr.mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyoudgi/index.html

2011年9月発行

第4号

平成23年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

上流域版(八幡市・大山崎町・島本町域)平成23年7月22日開催分